

## 道有林基本計画(素案)についての意見募集結果

令和4年(2022年)3月31日

道有林基本計画(素案)について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見を募集したところ、6名、39団体から、延べ167件のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

A：意見を受けて素案を修正したもの

B：素案と意見の趣旨が同様と考えられるもの

C：素案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの

D：素案に取り入れなかったもの

E：素案の内容についての質問等

意見の概要	意見に対する道の考え方	
1 「第1 計画策定の考え方(「はじめにを含む」)についてのご意見		
森林づくりとは長期を見て考えてゆくべきである。いろいろな分野から自然に配慮し、山林・森林を考えてほしい。	第2の3(1)「道有林の果たすべき役割」に記載のとおり、公益的機能の一層の発揮や地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給に向けて、北海道らしい森林づくりを実践していきます。	B
本文P1、14行目の道民の要請に「森林レクリエーションの場の提供」とありますが、P1、29行目「北海道森林づくり基本計画では～～」のところにレクリエーションの記載が無く、入れた方がよいのではないかと感じます。	「はじめに」のP1、29行目については、北海道森林づくり基本計画の重点取組について記載をしており、P2、3行目に記載のとおり、道民の要請を踏まえて、道有林においては、木育の場の提供といった役割を果たしてまいります。	B
今後、道有林基本計画にSDGsの取組が必要に思う。	引き続き、SDGsの目標でもある「持続可能な森林の経営」、「持続可能な生産消費形態の確保」を推進してまいります。	B
道有林の整備・管理を担う職員の若返りは絶好のチャンスです。林業は人知の及ばない領域がありますが、10年先を見据え、自ら策定した計画を絵空事で終わらせないため、着実な実行と課題解決にとどまらない若手職員の育成強化を望みます。	第3の2(6)「道有林の森林づくりを担う人材の育成」に記載のとおり、実践的なOJTの充実を図るなどにより、若手職員はもとより道有林の森林づくりを担う人材を育成してまいります。	B
現場力を磨いた職員の皆様には、新しい力を手にするまで止まることなく地域の若手林業労働者や人生をかけて入学した北の森づくり専門学院の生徒と一緒に伴走を期待する。	第3の2(6)「道有林の森林づくりを担う人材の育成」に記載のとおり、実践的なOJTの充実を図るなどにより、若手職員はもとより道有林の森林づくりを担う人材を育成してまいります。	B
道産材が注目される中で、今後、金融緩和の縮小によって景気が長期間低迷する恐れがあります。「失われた20年」の要因もデフレにあると思いますので、今後の道産材の安定的活用に向けて北海道、関係団体が知恵を絞るときだと考えます。	第2の4(2)「資源や技術力を活用した地域貢献」に記載のとおり、地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給に重点的に取り組むこととしています。	B

意見の概要	意見に対する道の考え方	
<p>組織の若返りが進む中、技術の継承が喫緊の課題となっている。ICT等最新技術の導入で事業の効率化や高度な森林資源管理が図られるのかもしれないが、心配されているように森林・林業に対する基礎的な知識や技術がなければ道民から負託されている道有林を適切に整備・管理することはできないし、ましてや多様で健全な森林づくりを先導的に実践することもできないので、職員の皆様の基礎的なスキルアップを期待します。</p>	<p>第3の2(6)「道有林の森林づくりを担う人材の育成」に記載のとおり、実践的なOJTの充実を図るなどにより、若手職員はもとより道有林の森林づくりを担う人材を育成してまいります。</p>	B
<p>基本的には過去の実績と未来を考えて計画を策定するものと思いますが、地域ごとに違いがあるので、振興局の意見を尊重して計画を策定した方が良いと思います。</p>	<p>道有林基本計画において示される、整備・管理に関する基本方針や基本的事項を基準に、各(総合)振興局長は、道有林の管理区ごとに整備管理計画を策定し、地域の特性を踏まえた森林づくりを進めてまいります。なお、いただいたご意見は今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>計画の確実な遂行をお願いします。</p>	<p>本計画で設定している目標の達成状況について、毎年、点検・評価を行い、次年度の事業に反映していくことにより、計画の実効性を確保してまいります。</p>	E
<p>本基本計画に賛同します。</p>	<p>北海道森林づくり条例の基本理念である「地域の特性に応じた森林づくり」「林業及び木材産業等の健全な発展」「道民との協働による森林づくり」の実現に貢献するよう、道有林の計画的な整備と適正な管理を進めてまいります。</p>	E
<p>基本的に了承させていただきます。</p>	<p>北海道森林づくり条例の基本理念である「地域の特性に応じた森林づくり」「林業及び木材産業等の健全な発展」「道民との協働による森林づくり」の実現に貢献するよう、道有林の計画的な整備と適正な管理を進めてまいります。</p>	E
<p>2 「第2_道有林の整備・管理に関する基本的な方針」についてのご意見</p>		
<p>「確立します」の表現を多用しているが、「北海道らしい森林づくり」「トドマツ人工林施業」などについては、未だ確立されていないのかという認識や、確立されていないのであれば今後10年間で確立するという言葉の重さについて考慮すべき。とくに「天然力を活用した森林づくりを新たに確立」の表現については、いささか軽率ではないか。</p>	<p>将来にわたって森林資源の保続が図られるよう、ICTを活用して森林の資源量を把握する新たな手法の確立や、森林の現況に応じた人工林の針広混交林化など北海道らしい森林づくりの確立に向けて取り組むこととし、今後の当面の取組としては、ご指摘の趣旨を踏まえ、「多様で健全な森林づくりを確立します」「多様で健全な森林づくりを推進します」と、「天然力を活用した森林づくりを新たに確立するために、」を「天然力を活用した森林づくりを推進するために」と記載を修正します。</p>	A
<p>森林資源の状況については、森林の有する公益的機能について丁寧に記載すべき。</p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、第2の2(2)「人工林資源の現況と木材需要の高まり」において、水を貯え・浄化する機能などの公益的機能の発揮を図る旨の記載を追加します。</p>	A
<p>人工林については、伐採、再造林は良いと思うが、針広混交及び天然林については手を加えず、森とすべきと思う。</p>	<p>第2の4「基本方針と重点取組事項」に記載のとおり、植栽木の成長が良いなど条件の良い人工林については、積極的に主伐・再造林を進めていくほか、天然力を活用して、広葉樹が混交している人工林の針広混交林化、活力ある天然林の育成を進めてまいります。</p>	B

意見の概要	意見に対する道の考え方	
今の時代と自然環境に合った森林資源の利用が必要だ。	第2の5(1)「多様で先導的な森林づくり」に記載のとおり、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、原始的な森林や里山の二次林、溪流沿いにある森林、様々な樹種・林齢の人工林などがバランス良く配置されている森林の育成を目指してまいります。	B
地域に応じた広葉樹資源の育成、活用の施策を取り入れて頂きたい。	道有林基本計画において示される、整備・管理に関する基本方針や基本的事項を基準に、各(総合)振興局長は、道有林の管理区ごとに整備管理計画を策定し、地域の特性を踏まえた広葉樹資源の育成を図る森林づくりを進めてまいります。	B
森林施策の推進には林道等路網の整備が不可欠であり、計画的な維持補修体制の確立をお願いしたい。	第3の1(4)「路網の整備」に記載のとおり、森林づくりに必要な路網について、計画的な整備や適期の維持補修を進める考えです。	B
(1)前基本計画の施策の評価ーエ 道有林材の戦略的な供給 長期的に事業を受注できるようにすることが、道有林の森林整備を担う林業事業者にとって大変意義のあることだと思う。安定した事業を確保することにより、担い手となる作業員の育成や林業機械設備の更新など計画的に実施できる。	第3の2(2)「道有林の森林づくりを担う林業事業者の育成」に記載のとおり、機械の導入や雇用の確保に取り組む地域の林業事業者を育成するため、計画的な事業の発注に努めるとともに、林業事業者と複数年にわたる協定を締結し、森林整備を実施します。	B
広葉樹資源の育成・有効活用として、ICTを活用した資源把握を積極的に進めるとともに、公益的機能に配慮した施策指針に基づき広葉樹材の安定供給に努めるべき。	第2の4(1)「多様で先導的な森林づくり」に記載のとおり、ICTを活用して天然木の資源量を把握する新たな手法を確立し、資源状況と木材需要を踏まえ、公益的機能の発揮に配慮しながら、広葉樹材を供給してまいります。	B
場所によっては人工林の針広混交林化が必要な林分があるように思えます。地位が低く、地利が低位な、或いは路網が崩壊しやすい地区、人工林の面的なまとまりが少ない地区では積極的に混交林化へ向けた施策が必要と思われる。全人工林一律ではなく濃淡のある施策が必要と思います。	第3の1(3)「天然力を活用した森林づくり」に記載のとおり、林道から距離が遠いなど木材生産に適さないほか、広葉樹と混交している人工林は、針広混交林へ誘導します。	B
トドマツ人工林は標準伐期齢が下がり、腐朽が入る前に伐採できるようになりました。一方で大径木になっている林分(人工林・天然林)も相当数あると思います。太くて腐れが見えるからと原料材とするのではなく、高付加価値化を得意とする企業もありますので、協定販売などにより安定的な供給を望みます。	第3の2(3)「地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給」に記載のとおり、トドマツ大径木の高付加価値化に取り組む素材生産事業者や木材加工工場等と協定を締結し、原木を供給してまいります。	B
造林作業は人力で行う作業がまだまだ多い現状です。このため新規就業者が集まりにくいのも実態です。このような中、作業の軽労化に行政がしっかり取り組んで来られたと感謝しています。冷却服やアシストスーツなど現場に普及してきました。あとは根本的な課題ですが、造林作業の機械化をさらに推進して頂きたいと思っています。	第3の2(1)「森林施策の低コスト化・省力化の推進」に記載のとおり、人力に頼ることが多い植栽や下草刈り等の労働環境を改善するため、植栽本数の低減や林業機械の導入を進めていく考えです。具体的には、植栽後に下草刈り用の機械が林内を走行できるよう、林内作業路を設けて大型機械による作業の実証・普及を進めてまいります。	B

意見の概要	意見に対する道の考え方	
新規就労者が低迷する中、スマート林業推進で機械化の加速化、作業の安全かつ軽減促進には今後とも意欲的に取り組んでまいります。反面、機械設備・オペレーター育成と課題も多く抱えているのが現状です。	第3の2(2)「道有林の森林づくりを担う林業事業体の育成」に記載のとおり、機械の導入や雇用の確保に取り組む地域の林業事業体を育成するため、計画的な事業の発注に努めるとともに、林業事業体と複数年にわたる協定を締結し、森林整備を実施します。	B
造材跡地の林地残材利用ではバイオマス事業と連携し、引き続き有効活用をお願いしたい。	第3の2(3)「地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給」に記載のとおり、素材生産事業者等と協定を締結し、林地未利用材の原木を供給してまいります。	B
急激な計画変更(施業内容・量・期間)は避けて下さい。計画通り安定的な施業実施が、事業者の人材・設備確保を促し、労働災害防止につながります。	第3の2(2)「道有林の森林づくりを担う林業事業体の育成」に記載のとおり、機械の導入や雇用の確保に取り組む地域の林業事業体を育成するため、計画的な事業の発注に努めるとともに、林業事業体と複数年にわたる協定を締結し、森林整備を実施します。	B
適切な施業による安定的な原木供給をお願いしたく、本基本計画に賛同します。	第2の5(2)「資源や技術力を活用した地域貢献」に記載のとおり、道民生活に木材・木製品の利用が定着し、道有林の森林づくりに伴い産出される木材が有効に活用されることを目指して、地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給を進めてまいります。	B
種苗業者によるコンテナ苗の供給体制は十分なのか。植栽期間が長いことは労務平準化につながり期待が持てる。記載された造林・保育作業の低コスト化・軽労化に関する実証・普及の取組を積極的に進めるべき。	第3の2(1)「森林施業の低コスト化・省力化の推進」に記載のとおり、コンテナ苗植栽など低コスト化・省力化につながる施業法の実証・普及に取り組んでまいります。なお、民間等によるコンテナ苗の生産体制の整備を促すため、本計画でもコンテナ苗の利用本数の目標を示すなど、今後の需要見通しを公表しております。	B
木材需要の増加により原木不足が続いている。立木販売の安定的な供給を望む。また地域の木材工場に安定供給できる販売を行うべき。	第2の5(2)「資源や技術力を活用した地域貢献」に記載のとおり、道民生活に木材・木製品の利用が定着し、道有林の森林づくりに伴い産出される木材が有効に活用されることを目指して、地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給を進めてまいります。	B
伐採は機械化作業が進んで安定的な事業量を実行できるが、造林は担い手不足のため年々実行事業量が低下している現状である。人工林の針広混交林化と天然更新を活用し造林作業の省力化を進めるべき。	第3の1(3)「天然力を活用した森林づくり」に記載のとおり、林道から距離が遠いなど木材生産に適さないほか、広葉樹と混交している人工林は、針広混交林へ誘導します。	B
第2-4-(2)-イ道有林の森林づくりを担う林業事業体の育成 道民から負託されている道有林を適切に整備管理するためにも、担い手である林業事業体への事業量の安定確保について進めるべき。	第3の2(2)「道有林の森林づくりを担う林業事業体の育成」に記載のとおり、機械の導入や雇用の確保に取り組む地域の林業事業体を育成するため、計画的な事業の発注に努めるとともに、林業事業体と複数年にわたる協定を締結し、森林整備を実施します。	B
人工林資源の充実による一定の循環型森林施業の確立が達成されたところ。間伐や主伐再造林を計画的に進めることが重要で有り、特に再造林に必要な事業費と更には、造林に不可欠な苗木の必要量確保を確実に進めるべき。	本計画の着実な実行に向けて、予算や苗木の確保に努めてまいります。なお、いただいたご意見は今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。	C
植栽や下刈り等の労働環境を改善するため、徒歩での移動距離が長い施業地には通勤車両が入れる簡易道路などの作設を進めるべき。	通行車両の種類や用途に応じて、林業専用道や森林作業道など、森林整備に必要な路網の整備を進めてまいります。なお、いただいたご意見は今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。	C

意見の概要	意見に対する道の考え方	
<p>3-(2)-ア取組①ゼロカーボン北海道の実現に向けた活力ある森林づくり 広葉樹が混交しはじめている人工林などについては、必要に応じて間伐を実施して針広混交林へ誘導との記述があるが、広葉樹比率の高い人工林での間伐作業は非効率であり、広葉樹が「かかり木」などの支障となり作業的にも危険度が高い。もう少し具体的な施業方法の記述がほしい。</p>	<p>広葉樹と混交している人工林において、施業方法に制約のある場合には自然の推移にゆだねつつ、必要に応じて間伐を繰り返し針広混交林に誘導するなど、森林の現況等を踏まえ施業方法を検討します。なお、いただいたご意見は今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>4-(2)資源や技術力を活用した地域貢献 素案の中に何度も地域特性に応じた「スマート林業」という言葉が出てくる。どちらかというとICTなどの新たな技術を幅広く活用するのは管理する行政側であり、森林施業の低コスト化や省力化などは、事業者である林業事業体には効果が薄いと感じられる。</p>	<p>第2の4(2)「資源や技術力を活用した地域貢献」に記載のとおり、安全で働きやすく、効率的な森林施業と需要に応じた木材の安定供給に向けて、ICT等の先進技術を活用し、コンテナ苗利用の促進や造林作業の機械化により、スマート林業を進めていく考えです。なお、いただいたご意見は今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>4-(2)-イ道有林の森林づくりを担う林業事業体の育成 なぜ事業量の安定的な確保が必要なのか、作業員の高齢化及び減少、担い手不足、高額な林業機械設備と木材価格の現状など、もう少し詳しい説明がほしい。</p>	<p>第2の4(2)イは、重点取組事項を記載しており、造林分野の林業労働者が減少傾向にあることは、第2の2(3)「林業労働を取り巻く状況」に、機械の導入や雇用の確保のために安定的な事業量の確保が必要なことは、第3の2(2)「道有林の森林づくりを担う林業事業体の育成」に記載しております。なお、いただいたご意見は今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>スマート林業による効率的な施業の推進について、植栽期間が長く労務の平準化が期待できるコンテナ苗の拡充及びICTを活用して調査報告など事業体が行っている業務の軽減を進めるべき。</p>	<p>第2の4(2)ア「森林施業の低コスト化・省力化の推進」に記載のとおり、造林・保育作業の軽労化に向けて、コンテナ苗の植栽を推進するほか、事業に必要な報告書作成の事務負担の軽減については、今後の具体的な取組事項検討の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>道有林の整備・管理計画は過去から未来への計画の中で進めていることと思いますが、計画通り木材が成長していると思われる中、今一度現状の状況と計画とおりに森林が成長して現況との相違があるのかを確認してみても良いのではないかと思います。</p>	<p>道有林の人工林は利用期を迎えています。ICT等を活用して森林の現況を把握し、第3の1「多様で先導的な森林づくりに関する事項」に記載のとおり、生育状況に応じて、人工林として維持する林分と、天然力を活用して針広混交林に誘導する森林に区分して取り扱い、森林の現況に応じた森林づくりを進めていく考えです。なお、いただいたご意見は今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>造林事業では、冷却服、ネッククーラーなどが普及しており、暑さ対策に大変有効です。しかし、昨今の夏の暑さは厳しく、地域に合わせた工期を導入し、各事業体で設定可能な方法を検討するべき。</p>	<p>造林や下草刈り作業については、適期に実施することが必要であることから、例年と異なる異常気象の場合や地域の実態に合わせた対応については、今後の具体的な取組事項検討の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>地理・地形によっては過酷な造材箇所もあります。造材終了後の林地残材未処理や荒れた道路放置について改善するべき。</p>	<p>主伐箇所には放置された林地残材や運材により損傷した路網は、伐採後の造林の支障になることから、引き続き、伐採時の指導を適切に進めてまいります。なお、いただいたご意見は今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C

意見の概要	意見に対する道の考え方	
<p>第2-4-(2)-ア森林施業の低コスト化・省力化の推進 造林保育作業の機械化を進めることは大いに賛成です。しかし、山林は平らなところは少なく、山あり谷ありです。機械の入る山林だけの森づくりであれば問題ないでしょう。機械の入れない、また、入ったら危険を伴う山林にリスクを背負って入れるのでしょうか。機械化を進めるあまり、気がついたら経験豊富な作業員がいなくなっているのではないかと心配です。</p>	<p>傾斜が急である等の人工林で作業をする場合には、公益的機能の発揮に配慮して、人力による作業を実施してまいります。また、第3の2(2)「道有林の森林づくりを担う林業事業体の育成」に記載のとおり、林業事業体を対象とした技術研修会を開催するなどにより経験と技術を有する人材の育成・確保を進めてまいります。なお、いただいたご意見は今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>第2-4-(2)-イ道有林の森林づくりを担う林業事業体の育成 事業量の安定確保等、計画的な事業発注を進めるべき。しかし、造林保育作業員の高齢化が深刻な状況の中、季節雇用(5~12月)で運営し、担い手不足に悩んでいる企業があることを考慮するべき。</p>	<p>第3の2(2)「道有林の森林づくりを担う林業事業体の育成」に記載のとおり、機械の導入や雇用の確保に取り組む地域の林業事業体を育成するため、計画的な事業の発注に努めるとともに、林業事業体と複数年にわたる協定を締結し、森林整備を実施します。なお、いただいたご意見は今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>シマフクロウが生息しやすい環境を作るため、配慮した施業を実施すべき。</p>	<p>シマフクロウなどの希少種が生息している森林においては、作業にあたって配慮が必要であることから、事業実施の際には、配慮事項について特記仕様書に記載いたします。なお、いただいたご意見は今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>第2-2-(2)人工林資源の現状と木材需要のたかまり 「人工林の高齢化への対応、比較的若齢の資源の安定供給・森林吸収量の確保が将来的に懸念」と記述されているが、現状の齢級構成を平準化することはできないことから、現在の人工林資源を、どのような森林施業を行い有効活用するかを具体的に記述すべきではないか？</p>	<p>第3の1「多様で先導的な森林づくりに関する事項」に記載のとおり、人工林は利用期を迎えています。画一的に主伐・再造林を進めるのではなく、植栽木の成長が良いなど条件の良い森林では積極的に主伐・再造林を進める一方、広葉樹が混交しているなどの森林については、必要に応じて間伐を実施し、針広混交林へ誘導します。なお、いただいたご意見は今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>第2-5-(1)計画の長期的目標 「&lt;目指す姿&gt;原生的な森林、里山等の二次林、溪流沿いの森林、樹種・林齢の人工林、生物多様性。水資源や生活環境の保全、小流域単位の施業、モザイク状の配置」等いろいろ羅列してありますが、あまり複雑に考えず、もう少しシンプルに記述しては如何と思います。</p>	<p>道有林には、水源涵養や山地災害の防止、生物多様性の保全など、様々な機能の発揮を求められることから、こうした記載となっておりますが、具体的な森林づくりの基本的な考え方については、第3の1「多様で先導的な森林づくりに関する事項」に記載しているところです。なお、いただいたご意見は今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>主伐対象など高齢のトドマツ人工林施業で産出された木材の利用については、根株腐朽によりパルプ材割合が増加することに配慮すべき。</p>	<p>原木を販売する際には、腐朽状況などを踏まえて適正に販売してまいります。</p>	C
<p>トドマツ人工林に関する林業試験場が行った調査では、50年生で20%、60年生で30%弱、70年生で45%に根株腐朽が発生するとしている。このため、腐朽によるパルプ材比率の増加等を適切に反映して、立木を販売すべき。</p>	<p>原木を販売する際には、腐朽状況などを踏まえて適正に販売してまいります。</p>	C
<p>トドマツ大径材を、建築材への高付加価値化に取り組む製材工場に供給する際には、原木の腐朽状況を事前に確認するなど適切に対応すべき。</p>	<p>原木を販売する際には、腐朽状況などを踏まえて適正に販売してまいります。</p>	C

意見の概要	意見に対する道の考え方	
40cm以上のトドマツ、広葉樹には、腐朽が発生しています。売り払いに関して立木調査を適切に実施すべき。	原木を販売する際には、腐朽状況などを踏まえて適正に販売してまいります。	C
立木販売の予定価格算定に際しては、根曲がり、虫害腐朽によるパルプ材比率の増加等を適切に反映すべき。	原木を販売する際には、腐朽状況などを踏まえて適正に販売してまいります。	C
基本的に了承させていただきます。	第2「道有林の整備・管理に関する基本的な事項」に記載のとおり、「森林の現況に応じた多様で先導的な森林づくり」と「資源や技術力を活用した地域貢献」を基本方針とし、森林づくりを進めてまいります。	E
第2-2-(2)人工林資源の現状と木材需要の高まり 「人工林資源は本格的な利用期を迎え、地域の木材需要は増加傾向、一方、人工林の高齢化への対応を進めなければ、若齢級からの安定供給や森林吸収量が懸念される」とあるが、本格的な利用期とは？人工林の齢級構成は8～13齢級が主体で、木材の供給は間伐～主伐と森林施業一環として木材供給があるので利用期は長期である。	人工林資源が主伐期を迎えているという趣旨で「利用期を迎えている」と表現しているところです。	E
3 「第3-1_地域の特性に応じた先導的な森林づくりに関する事項」についてのご意見		
(天然林の取り扱い)文中の「地域の木材需要を踏まえて、原木を供給する」は、森林の取り扱いの項の記述にふさわしくないばかりか、あたかも本格的な伐採に着手するかのような誤解を生じるのではないかと。(3)天然力を活用した森林づくりでは「試行的な伐採」と記述しており、持続可能な天然林施業の試行と森林調査や伐木造材等の技術の継承に必要な程度として妥当な書きぶりである。また、この項では「将来の計画的な伐採」と記述しているが、資源把握や施業方法等が未成熟な現段階で計画的な伐採に言及するのは「将来の」の前置きがあるとしても時期尚早である。	天然林の伐採にあたっては、ICTを活用した森林資源量を把握する手法を確立した上で、天然木の活用を進めるとしていることから、ご指摘の趣旨を踏まえて、第3の1について、「地域の木材需要を踏まえて、原木を供給することとします。」の記載を削除するとともに、第3の1(3)について、「将来の計画的な伐採に向けた」の記載を削除いたします。	A
近年、災害や皆伐でかなりの山が整備されているのではないかと。まだまだゆっくり進めては、と思う。	第3の1「多様で先導的な森林づくりに関する事項」に記載のとおり、人工林は利用期を迎えています。画一的に主伐・再造林を進めるのではなく、植栽木の成長が良いなど条件の良い森林では積極的に主伐・再造林を進める一方、広葉樹が混交しているなどの森林については、必要に応じて間伐を実施し、針広混交林へ誘導します。	B
地域の特性を生かして、町おこしを優先しているところが、今はとても多い。生活環境から文化活動や自然生活を取り入れては。	第3の1「多様で先導的な森林づくりに関する事項」に記載のとおり、森林は、木材生産だけではなく、生活環境保全機能、保健文化機能など様々な機能を有しており、道有林においては、地域の要望を踏まえて、発揮を期待される機能に応じて森林を区分し、森林づくりを進めてまいります。	B
地域の道有林の役割を積極的にアピールすることが重要。木材資源や森林環境資源としての地域の特性を活かした取組の展開が必要。	第3の1に記載のとおり、多様で先導的な森林づくりを進めるとともに、道有林の持つ資源や技術力を活用して地域に貢献してまいります。	B

意見の概要	意見に対する道の考え方	
<p>植栽木の成長が良好など、条件の良い人工林について積極的に伐採と再造林を推進する計画に賛成します。さらに、事業地の設定に当たっては、施業効率が悪く労働災害リスクの危惧される部分は除外するなど、これまで以上に安全対策にも配慮願います。</p>	<p>第3の1(2)「積極的な伐採・再造林」に記載のとおり、人工林は利用期を迎えています。画一的に主伐・再造林を進めるのではなく、植栽木の成長が良いなど条件の良い森林では積極的に主伐・再造林を進めてまいります。</p>	B
<p>道有林で行われる森林施業について、今後10年間を見通した数値目標が設定されていますが、伐採立木材積の長期の計画が公表されることにより木材の安定供給につながることを評価します。</p>	<p>第2の5(2)「資源や技術力を活用した地域貢献」に記載のとおり、道有林における森林づくりに伴い産出される木材の量を指標としているところです。</p>	B
<p>木材の付加価値向上にも力を入れて取り組むべき。</p>	<p>第3の2(3)「地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給」に記載のとおり、トドマツ大径木の高付加価値化に取り組む素材生産事業者や木材加工工場等と協定を締結し、原木を供給してまいります。</p>	B
<p>主伐の対象となる高齢の人工林が急増する中、積極的に伐採・再造林を行う、或いは、天然力を活用した森林づくりを行うなど、森林の現況に応じた取組に賛成します。</p>	<p>第3の1「多様で先導的な森林づくりに関する事項」に記載のとおり、人工林は利用期を迎えています。画一的に主伐・再造林を進めるのではなく、植栽木の成長が良いなど条件の良い森林では積極的に主伐・再造林を進める一方、広葉樹が混交しているなどの森林については、必要に応じて間伐を実施し、針広混交林へ誘導します。</p>	B
<p>技術的な部分については、一般民有林の森林づくりに普及されることを強く望みます。</p>	<p>第3の2「資源や技術力を活用した地域貢献に関する事項」に記載のとおり、ICTの活用や低コスト化・省力化された施業など先導的な森林づくりについて、一般民有林への普及を進めてまいります。</p>	B
<p>「(2)積極的な伐採・再造林」の項目に急傾斜地は、伐採後は植栽による確実な更新を図りますが、天然更新を優先し、更新しない場合は植栽によるほうが災害防止や環境保全に寄与できると思われま。</p>	<p>第3の1(2)「積極的な伐採・再造林」に記載のとおり、人工林は利用期を迎えています。画一的に主伐・再造林を進めるのではなく、植栽木の成長が良いなど条件の良い森林では積極的に主伐・再造林を進めてまいります。その上で、傾斜が急である等、公益的機能の発揮に配慮する必要がある際は、複層林施業を実施することとしていますが、木材生産に適しない森林においては、天然力を活用して針広混交林に誘導してまいります。</p>	B
<p>立木の伐採量が増加する計画となっているが、近年運材車のオペレーター確保が難しい状況となっていることから、安全で効率的な走行を確保するため林道や作業道などの新規開設を進めるとともに、適切に維持管理すべき。</p>	<p>第3の1(4)「路網の整備」に記載のとおり、森林づくりに必要な路網について、計画的な整備や適期の維持補修を進める考えです。</p>	B
<p>路網の整備について、今後立木の伐採量が増える計画となっているが、近年続く異常気象により路網の損傷も著しくなっており、また、運搬車両も大型化により現在の林道・施業道の規格では走行に支障をきたすこともあり、安全で効率的な走行を確保するため林道や作業道などの新規開設を進めるとともに、既存路網については、適切な時期に維持管理を実施すべき。</p>	<p>第3の1(4)「路網の整備」に記載のとおり、森林づくりに必要な路網について、計画的な整備や適期の維持補修を進める考えです。</p>	B
<p>路網の整備は林業専用道よりも軽微で安価な施業道の延長を整備した方が良いと思います。</p>	<p>第3の1(4)「路網の整備」に記載のとおり、通行車両の種類や用途に応じて、林業専用道、森林作業道(施業道)を開設してまいります。</p>	B



意見の概要	意見に対する道の考え方	
恒久的に使用できる、高規格の林道や作業道の新規開設および、適切な維持管理を進めるべき。	第3の1(4)「路網の整備」に記載のとおり、森林づくりに必要な路網について、計画的な整備や適期の維持補修を進める考えです。	B
大型の林業機械等によって作業方法が変化している。労働災害の未然防止を図る面から、先行的に路網整備を推進するべき。	第3の1(4)「路網の整備」に記載のとおり、森林づくりに必要な路網について、計画的な整備や適期の維持補修を進める考えです。	B
エゾシカ捕獲などは個人で取り組むことが困難なので、道有林などと連携した対策を考えてもらいたい。	第3の1(5)「森林の保全」に記載のとおり、地域の関係機関と連携し、エゾシカによる森林被害対策について進めてまいります。	B
オホーツク地方の成長率の高い地の利を活かし、特に育成率の高い林分を積極的に伐採再造林を行う方向性が大事と思われる。緩傾斜地の機械化による効率的な木材生産が可能な森林は伐採・再造林を行う単層林施業とし、保全対象林分は複層林施業を推進するとなっている。急傾斜地は作業性が悪く危険性も高い、林地保全の観点からも天然林化もしくは複層林化する方向で進めるべき。	第3の1「多様で先導的な森林づくりに関する事項」に記載のとおり、人工林は利用期を迎えています。画一的に主伐・再造林を進めるのではなく、植栽木の成長が良いなど条件の良い森林では積極的に主伐・再造林を進める一方、広葉樹が混交しているなどの森林については、必要に応じて間伐を実施し、針広混交林へ誘導します。	B
第3-1-人工林の取扱い 人工林の約6割が主伐対象齢級に達しているが、当然、画一的な皆伐・再造林は苗木、造材作業員不足等で不可能なので、諸条件を考慮し効率的・効果的なエリアに限定して人工林施業を推進すべきと考える。	第3の1(2)「積極的な伐採・再造林」に記載のとおり、人工林は利用期を迎えています。画一的に主伐・再造林を進めるのではなく、植栽木の成長が良いなど条件の良い森林では積極的に主伐・再造林を進めてまいります。	B
第3-1-人工林の取扱い 帯状、群状伐採等は作業効率、取扱いが難しいので、人工林の複層林施業を推進するのではなく、人工林から天然林への林種転換を推進するべき。	第3の1(2)「積極的な伐採・再造林」に記載のとおり、人工林は利用期を迎えています。画一的に主伐・再造林を進めるのではなく、植栽木の成長が良いなど条件の良い森林では積極的に主伐・再造林を進めてまいります。その上で、傾斜が急である等、公益的機能の発揮に配慮する必要がある際は、複層林施業を実施することとしていますが、木材生産に適しない森林においては、天然力を活用して針広混交林に誘導してまいります。	B
第3-1-天然林の取扱い 天然林は過去の伐採の繰り返しで、森林資源は大きく減少した。自然条件の厳しい地域では、天然更新による資源の回復が見込めない森林が多く存在している。一方、道有林の約7割は天然林であり、比較的気象条件の良好な地域では、森林資源の回復も見られることから、世界に誇れる北海道の広葉樹をできる限り市場に供給し林産振興に貢献すべきと考える。	第2の4(1)「多様で先導的な森林づくり」に記載のとおり、ICTを活用して天然木の資源量を把握する新たな手法を確立し、資源状況と木材需要を踏まえ、公益的機能の発揮に配慮しながら、広葉樹材を供給してまいります。	B
第3-(3)天然力を活用した森林づくり 広葉樹と混交しているような人工林を積極的に天然林へ林種転換し、択伐施業を推進すべき。	第3の1(3)「天然力を活用した森林づくり」に記載のとおり、全ての人工林で伐採・再造林を進めるのではなく、林道から距離が遠いなど木材生産に適さないほか、広葉樹と混交している人工林は、針広混交林へ誘導します。	B
第3-(3)天然力を活用した森林づくり 現在の二次林の定義は適切か？明治末期等の山火再生林はもはや二次林の域を脱しており、天然林の択伐施業を推進すべき。	第3の1「多様で先導的な森林づくりに関する事項」に記載のとおり、広葉樹二次林など密度管理が必要な天然林においては間伐を実施しますが、上層、中層、下層にバランスよく多種多様な樹木が配置され木材生産が可能な多様な種類や高さからなる天然林においては、下層木の育成を目的とした択伐を実施します。	B

意見の概要	意見に対する道の考え方	
<p>現行計画では表2「道有林における森林の区分と基本的な取り扱い」により、区分ごとの面積を明示しており、次期計画においても、事業量等の根拠や整備管理計画の基準として同様の面積を示すべきである。森林計画の根幹である。</p>	<p>第3の1「多様で先導的な森林づくりに関する事項」において「道有林では、全域を公益的機能の発揮を期待する森林(水源涵養林、山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林)に位置づけて」としているところであり、森林の区分別の面積については参考資料でお示しいたします。</p>	B
<p>人がいかに山に興味を持つかが、人材育成につながる。</p>	<p>第3の2(6)「道有林の森林づくりを担う人材の育成」に記載のとおり、実践的なOJTの充実を図るなどにより、若手職員はもとより道有林の森林づくりを担う人材を育成してまいります。</p>	B
<p>エゾシカ捕獲に関する記述は見られるが、ヒグマ対策を行う予定はあるのか。ヒグマ対策は市町村に負担が偏りがちだが、個体数調整のためにも、ICT技術を用いた箱わなの設置などを検討してはいかがか。</p>	<p>道のヒグマ対策については、「北海道ヒグマ管理計画」に取りまとめられており、道有林において、ヒグマ対策技術者育成のために捕獲事業を実施できるようフィールドを提供しているところです。なお、いただいたご意見については、今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>胆振東部地震により現在使用している林道の通行に支障のある箇所が多く見られる。砂利敷や排水設備等の林道維持を図るべきと考える。</p>	<p>第2の4(2)オに記載のとおり、重点取組事項として、胆振東部地震被災地の復旧を進めてまいります。なお、いただいたご意見は今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>地域産業を意識した木材生産等。農業、漁業と連携した取組の創出。</p>	<p>第3の2(3)に記載のとおり、地域の木材需要を踏まえて、原木を安定供給してまいります。なお、いただいたご意見は今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>運材の効率化、安定供給を目的とした木材供給機能を強化するため、道有林内にトレーラーが利用できる中間土場を造成して、地域の事業者が共用できる仕組みについて検討するべき。</p>	<p>第3の2(1)「森林施業の低コスト化・省力化の推進」に記載のとおり、林業専用道や土場等の共同使用など、一般民有林との共同施業・共同出荷を進めてまいります。なお、いただいたご意見は今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>道有林の森林整備で使用される林内路網につきましては、造林・造材事業の効率化と、通勤、機材搬入、素材搬出時の安全対策として、都度、補修できるような対策が必要。</p>	<p>第3の1(4)「路網の整備」に記載のとおり、森林づくりに必要な路網について、計画的な整備や適期の維持補修を進める考えです。なお、いただいたご意見は、今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>伐期に伴う伐採量が増加となっているが、これに伴う路網の整備が整っておらず、今もなお、路肩が決壊しているところに鋼板を敷設しながら造材車が通過しているのが実態なので、適切に維持管理すべき。</p>	<p>第3の1(4)「路網の整備」に記載のとおり、森林づくりに必要な路網について、計画的な整備や適期の維持補修を進める考えです。なお、いただいたご意見は、今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>林道沿いの土場の確保を適切に確保するべき。</p>	<p>伐採にかかる事業を実施する際には、適切な土場用地の確保に努めてまいります。なお、いただいたご意見は今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>人工林の取扱ですが、画一的な主伐・再造林ではなく、生育状況や地形などの自然条件、社会条件を勘案して人工林として維持する森林、針広混交林へ誘導する森林として区分する。このことに賛成です。ただ机上の話に終わらせないよう、森林調査簿に明記するなど現場担当者が代わっても進められる体制づくりが重要と考えます。</p>	<p>第3の1「多様で先導的な森林づくりに関する事項」に記載のとおり、人工林は利用期を迎えていますが、画一的に主伐・再造林を進めるのではなく、植栽木の成長が良いなど条件の良い森林では積極的に主伐・再造林を進める一方、広葉樹が混交しているなどの森林については、必要に応じて間伐を実施し、針広混交林へ誘導します。なお、いただいたご意見は、今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C

意見の概要	意見に対する道の考え方	
<p>森林づくりの基本は現地の状況を把握することですが、現況は整備・管理に対して人材の配置が少なくなっているような気がします。ICT活用も必要ですが、森林整備はきめ細やかな管理が必要であり、森林管理にかかる人材の育成も必要だと思われま</p>	<p>第3の2(6)「道有林の森林づくりを担う人材の育成」に記載のとおり、実践的なOJTの充実を図るなどにより、若手職員はもとより道有林の森林づくりを担う人材を育成してまいります。なお、いただいたご意見は今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>林道・施業道の道幅確保困難箇所について柔軟に対応するべき。</p>	<p>第3の1(4)「路網の整備」に記載のとおり、森林づくりに必要な路網について、計画的な整備や適期の維持補修を進める考えです。なお、いただいたご意見は今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>水処理のための側溝整備を充実し強靱な路対作りで搬出完了まで安心安全な路網整備を進めるべき。</p>	<p>第3の1(4)「路網の整備」に記載のとおり、森林づくりに必要な路網について、計画的な整備や適期の維持補修を進める考えです。なお、いただいたご意見は今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>林道の損傷防止、林道通行者の安全確保および、原木運搬量の平準化を目的とした、高規格中間土場の造成を検討するべき。現状土場は小規模の為、林道上で積み込み作業する事も多く、他の林道通行者による作業効率低下、安全確保に苦慮している。また季節影響等で運搬量増減が大きく、運搬事業者の人材・設備確保が難しい状況である。</p>	<p>伐採にかかる事業を実施する際には、適切な土場用地の確保に努めてまいります。なお、中間土場の造成について、いただいたご意見は今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>エゾシカ、ヒグマによる被害の深刻化は頭の痛い話です。ヒグマに餌を与える行為に関して条例で禁じているが、広くて摘発が難しい状況では実効性は保持できません。浦河警察署でもシカと車の衝突事故を防止するセーフティーマップを作成するなど、エゾシカ・ヒグマの駆除は道や道警、国など行政が直接担うべきと考えます。 狩猟免許習得者が微増傾向を示していますが、実態はハンターの平均年齢は60歳。山での駆除は危険で体力的にも厳しく高齢者ハンターはまさに休眠状態。被害が相次ぐ上川・根室管内で実施している狩猟免許を持つ専門職員の採用等の検討も進めべきと考えます。</p>	<p>道においては、職員自らによる捕獲は実施しておらず、囲いワナによる捕獲や林道除雪による捕獲環境の整備を委託により実施しているところであり、第3の1(5)「森林の保全」に記載のとおり、国有林を管理する森林管理局や、市町村、地域の関係機関と連携し、エゾシカ森林被害対策を進めてまいります。なお、いただいたご意見は今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>道有林でのICTを活用した森林資源把握などの取組を一般の会社や個人でも使えるような技術や機材を提供するべき。</p>	<p>第3の2「資源や技術力を活用した地域貢献に関する事項」に記載のとおり、ICTの活用や低コスト化・省力化された施業など先導的な森林づくりについて、一般民有林への普及を進めてまいります。なお、いただいたご意見は今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>立木の伐採量が増加する計画となっているが、近年運材車の確保が難しい状況になっていることから、安全で効率的な走行を確保するため既存の林道、施業道に運材車の切り替えしをするための待避所など新規開設を進めるとともに、適切な維持管理に努めるべき。</p>	<p>第3の1(4)「路網の整備」に記載のとおり、森林づくりに必要な路網について、計画的な整備や適期の維持補修を進める考えです。なお、いただいたご意見は今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>第3-1-人工林の取扱い 針広混交林に限らず天然力を最大限活用した択伐等による天然林施業を推進すべきと考え</p>	<p>第3の1(3)「天然力を活用した森林づくり」に記載のとおり、ICTを活用して資源を把握し、持続的に施業が実施可能と判断された森林においては、試行的に伐採を実施してまいります。なお、いただいたご意見は今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C

意見の概要	意見に対する道の考え方	
<p>第3-1-人工林の取扱い トドマツ、アカエゾマツ人工林で次代更新が成立している林分等においては、中齢級時から伐採方法を検討するなど植栽しなくても山づくりができるようなきめ細かい森林施業を実践すべき。</p>	<p>第3の1(3)「天然力を活用した森林づくり」に記載のとおり、全ての人工林で伐採・再造林を進めるのではなく、林道から距離が遠いなど木材生産に適さないほか、広葉樹と混交している人工林は、針広混交林へ誘導します。なお、いただいたご意見は今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>第3-(2)積極的な伐採・再造林 「傾斜が急である等の理由により公益的機能の発揮を高度に求められる森林においては小面積もしくは帯状の伐採を複数回に分けて確実に更新を図ります」とあるが、 ①公益的機能の発揮を高度に求められる森林等については、伐採・再造林の対象から外すべきではないか。造材事業時の集材路作設等で林床がダメージを受け、多様な機能が低下する。 ②複層林施業は森林施業及び森林資源管理をする上で複雑で困難を要する。 ③そもそも単層林施業と複層林施業との違いで公益的機能の差違はどの程度なのか。胆振東部地震での森林被害を考えると、森林法(保安林)の皆伐面積内では公益的機能に及ぼす影響はないのではないか。</p>	<p>第3の1「多様で先導的な森林づくりに関する事項」に記載のとおり、人工林は利用期を迎えています。画一的に主伐・再造林を進めるのではなく、植栽木の成長が良いなど条件の良い森林では積極的に主伐・再造林を進める一方、広葉樹が混交しているなどの森林については、必要に応じて間伐を実施し、針広混交林へ誘導します。その上で、傾斜が急である等、公益的機能の発揮に配慮する必要がある際は、複層林施業を実施することとしていますが、木材生産に適さない森林においては、天然力を活用して針広混交林に誘導してまいります。なお、いただいたご意見は今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>本基本計画に賛同します。</p>	<p>第3の1に記載のとおり、森林の持つ多面的機能を生かすため、多様で先導的な森林づくりを進めてまいります。</p>	E
<p>基本的に了承させていただきます。</p>	<p>第3の1に記載のとおり、森林の持つ多面的機能を生かすため、多様で先導的な森林づくりを進めてまいります。</p>	E
<p>4 「第3-2.技術力・資源力を活用した地域貢献に関する事項」についてのご意見</p>		
<p>木材の持つ耐久性を活かし、自然環境に配慮した森林づくりより産出される木材を原料として木製品を製造してほしい。</p>	<p>第2の5(2)「資源や技術力を活用した地域貢献」に記載のとおり、道民生活に木材・木製品の利用が定着するよう、森林づくりに伴い産出される原木を安定的に供給していく考えです。</p>	B
<p>道有林の森林資源や潜在力を活かした地域での取組を展開すべき。森林認証、バイオマス、環境資源などの分野を活用し、道有林の森林資源力の認知度を高める。地元小中高生への木育を通じ、温暖化防止対策や二酸化炭素削減意識の高揚など森林環境保全の重要性についての意識を養う教育が必要。</p>	<p>第3の2(7)「道有林の活用」に記載のとおり、小中学校の林業現場見学等の木育活動の場として道有林のフィールドを積極的に提供してまいります。</p>	B
<p>地域燃料材としての木質バイオマスの取組。地球的な化石燃料の使用削減が進められており、今後の燃料材として資源循環が可能な木質バイオマスの使用が期待されることから、地域に応じた施策の展開が必要。</p>	<p>第3の2(3)「地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給」に記載のとおり、素材生産事業者等と協定を締結し、林地未利用材の原木を供給してまいります。</p>	B
<p>建築材のシェアの拡大のために、建築用材向けの大径材等の協定販売を積極的に実施すべき。</p>	<p>第3の2(3)「地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給」に記載のとおり、トドマツ大径木の高付加価値化に取り組む素材生産業者や木材加工工場等と協定を締結し、原木を供給してまいります。</p>	B

意見の概要	意見に対する道の考え方	
林業事業体が計画的に雇用を確保し、機械設備を整備できるように、年度間で事業量が多寡とにならないよう安定的な事業計画を作成するべき。	第3の2(2)「道有林の森林づくりを担う林業事業体の育成」に記載のとおり、機械の導入や雇用の確保に取り組む地域の林業事業体を育成するため、計画的な事業の発注に努めるとともに、林業事業体と複数年にわたる協定を締結し、森林整備を実施します。	B
現行の長期安定供給協定など、林業事業体と複数年にわたって連携する取組を一層進めるべき。	第3の2(2)「道有林の森林づくりを担う林業事業体の育成」に記載のとおり、機械の導入や雇用の確保に取り組む地域の林業事業体を育成するため、計画的な事業の発注に努めるとともに、林業事業体と複数年にわたる協定を締結し、森林整備を実施します。	B
担い手不足に対して、低密度植栽を検討するべき。	第3の2(1)に記載のとおり、森林施業の省力化の推進に資するよう植栽本数の低減を進めます。	B
森林施業の低コスト化の考え方では、事業実施前に先行して路網を整備し、各種施業を集約して実施する考えに賛成します。	第3の1(4)「路網の整備」に記載のとおり、森林づくりに必要な路網について、計画的な整備や適期の維持補修を進める考えです。	B
その他、造林や保育作業の機械化などによる省力化についても実証を進めて、道内に普及するべき。	第3の2「資源や技術力を活用した地域貢献に関する事項」に記載のとおり、ICTの活用や低コスト化・省力化された施業など先導的な森林づくりについて、一般民有林への普及を進めてまいります。	B
P24、1行目では「風力の」とありますが、水力や太陽光などもありますので「風力等の」としたほうがよろしいのではないのでしょうか。	道有林においては、太陽光発電を除く、風力や地熱、水力などの再生可能エネルギー用途として道有林を貸し付けており、本文では、エネルギー利用による発電の後ろに「等」としているところです。	B
林業事業体が計画的な雇用の確保や高性能林業機械の導入が可能となるよう、安定的な事業量の確保に努めるべき。	第3の2(2)「道有林の森林づくりを担う林業事業体の育成」に記載のとおり、機械の導入や雇用の確保に取り組む地域の林業事業体を育成するため、計画的な事業の発注に努めるとともに、林業事業体と複数年にわたる協定を締結し、森林整備を実施します。	B
造林・保育・伐採などの森林整備事業について、林業事業体と複数年にわたって連携して取り組めるような仕組みを構築するべき。	第3の2(2)「道有林の森林づくりを担う林業事業体の育成」に記載のとおり、機械の導入や雇用の確保に取り組む地域の林業事業体を育成するため、計画的な事業の発注に努めるとともに、林業事業体と複数年にわたる協定を締結し、森林整備を実施します。	B
広葉樹の伐採など天然林施業に必要な知識や技術を有する人材を育成するため、道有林試験林を活用した若手職員の研修会開催や蓄積されたデータの有効活用に取り組むべき。	第3の2(6)「道有林の森林づくりを担う人材の育成」に記載のとおり、実践的なOJTの充実を図るなどにより、若手職員はもとより道有林の森林づくりを担う人材を育成してまいります。なお、いただいたご意見は、今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。	B
林業事業体の経営・雇用等の維持のため、安定した事業量の確保が必要であり、造林・保育・伐採などの森林整備事業について、複数年にわたって連携して取り組めるような仕組みを構築するべき。	第3の2(2)「道有林の森林づくりを担う林業事業体の育成」に記載のとおり、機械の導入や雇用の確保に取り組む地域の林業事業体を育成するため、計画的な事業の発注に努めるとともに、林業事業体と複数年にわたる協定を締結し、森林整備を実施します。	B
林業事業体にとって、若手従事者を確保するためにも、機械設備を整えるためにも事業量の確保が一番の課題です。計画的で安定的に事業を発注するべき。	第3の2(2)「道有林の森林づくりを担う林業事業体の育成」に記載のとおり、機械の導入や雇用の確保に取り組む地域の林業事業体を育成するため、計画的な事業の発注に努めるとともに、林業事業体と複数年にわたる協定を締結し、森林整備を実施します。	B
地域の製材工場等に安定して原木を供給出来るよう、協定販売を拡大するべき。	第3の2(3)「地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給」に記載のとおり、トマツ大径木の高付加価値化に取り組む素材生産業者や木材加工工場等と協定を締結し、原木を供給してまいります。	B

意見の概要	意見に対する道の考え方	
道南地区は急な傾斜地も多くコスト低減及び省力化等、大変厳しい環境下におかれています。出材した材を細やかに利用できるように地元の加工工場と連携して取り組む必要があると思いますので、官民一体で有効活用することが地域の発展につながると思います。	第3の2(3)「地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給」に記載のとおり、建築用材や家具材等、地域特有の需要に対応するため、素材生産事業者や木材加工工場等と協定を締結し、原木を供給してまいります。	B
事業量の安定的な確保により、地域の林業事業体を育成するため、計画的な事業の発注に努めるべき。	第3の2(2)「道有林の森林づくりを担う林業事業体の育成」に記載のとおり、機械の導入や雇用の確保に取り組む地域の林業事業体を育成するため、計画的な事業の発注に努めるとともに、林業事業体と複数年にわたる協定を締結し、森林整備を実施します。	B
高性能林業機械による伐倒や造材作業の機械化、労働安全を図るため、急傾斜においては伐採を控え、伐採が必要な際は、天然更新を最大限活用した計画を立てていただきたい。	第3の1(3)「天然力を活用した森林づくり」に記載のとおり、全ての人工林で伐採・再造林を進めるのではなく、林道から距離が遠いなど木材生産に適さないほか、広葉樹と混交している人工林は、針広混交林へ誘導します。	B
木材生産の効率化を図るため、ICTハーベスタなど先進的な高性能林業機械の導入を促進し、機械での作業が容易な列状の間伐を推進するべき。	第3の2(1)「森林施業の低コスト化・省力化の推進」に記載のとおり、木材生産の効率化を図るため、機械での作業が容易な列状間伐などを推進するとしています。	B
林業事業体の若手育成については、担当職員と現地検討会を増やし、若手就労者の技術向上や地域特性を活かした施業の普及を図るべき。	第3の2(2)「道有林の森林づくりを担う林業事業体の育成」に記載のとおり、人材を育成・確保するため、林業事業体等を対象に技術研修会や現地検討会を開催してまいります。	B
地域製材工場の原料不足が顕著になっており、原料の安定供給を図るべき。	第3の2(3)「地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給」に記載のとおり、建築用材や家具材等地域特有の需要に対応するため、素材生産事業者や木材加工工場等と協定を締結し、原木を供給してまいります。	B
近年、地域資源の域外流出が増加し、域内資源が不足する事態が発生しています。改正木材利用促進法・二酸化炭素排出量削減・SDGs観点を鑑み、地域資源が域内で、継続的・安定的に確保され、一定量利用される為の仕組みを構築して下さい。	第3の2(3)「地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給」に記載のとおり、建築用材や家具材等地域特有の需要に対応するため、素材生産事業者や木材加工工場等と協定を締結し、原木を供給してまいります。	B
適切な施業による安定的な原木供給をお願いしたく、本基本計画に賛同します。	第3の2(3)「地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給」に記載のとおり、建築用材や家具材等地域特有の需要に対応するため、素材生産事業者や木材加工工場等と協定を締結し、原木を供給してまいります。	B
道有林の技術力を民有林にも伝承し、地域林業の振興に寄与していただきたい。	第3の2「資源や技術力を活用した地域貢献に関する事項」に記載のとおり、ICTの活用や低コスト化・省力化された施業など先導的な森林づくりについて、一般民有林への普及を進めてまいります。	B
伐採の機械化等最新技術による低コスト化や軽労化を図ることは重要だと思うが、地形によっては従来の手法である人間によるチェーンソーでの伐採をしなければならない箇所がある。特に広葉樹は多様な形態をしているため特化した伐採技術が必要であり、現状で特化した技術を得ている人材が年々減少しているため、そのような人材育成に取り組むべき。	第3の2(2)「道有林の森林づくりを担う林業事業体の育成」に記載のとおり、人材を育成・確保するため、林業事業体等を対象に技術研修会や現地検討会を開催してまいります。	B
ICTの活用を積極的に取り組んで下さい。	第3の1(1)「ICTを活用した森林資源の把握」に記載のとおり、航空レーザ計測などのICTを活用して、広範囲の森林資源を効率的に把握してまいります。	B

意見の概要	意見に対する道の考え方	
<p>児童や生徒の森林体験学習などの木育活動を道有林をフィールドとして活用させてもらいたい。</p>	<p>第3の2(7)「道有林の活用」に記載のとおり、木育マイスターや企業等による森林体験学習など木育活動の場としてフィールドを提供してまいります。</p>	B
<p>林業事業体の事業継続のため、繰り返して機械の導入支援を受けられるような助成制度について検討するべき。</p>	<p>第3の2(2)「道有林の森林づくりを担う林業事業体の育成」に記載のとおり、機械の導入や雇用の確保に取り組む地域の林業事業体を育成するため、計画的な事業の発注に努めるとともに、林業事業体と複数年にわたる協定を締結し、森林整備を実施します。なお、いただいたご意見については、今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>造材事業量を維持するための高性能林業機械の更新について支援を受けられるような助成制度について検討するべき。</p>	<p>第3の2(2)「道有林の森林づくりを担う林業事業体の育成」に記載のとおり、機械の導入や雇用の確保に取り組む地域の林業事業体を育成するため、計画的な事業の発注に努めるとともに、林業事業体と複数年にわたる協定を締結し、森林整備を実施します。なお、いただいたご意見については、今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>「道有林野事業の永年安全作業従事者に対する表彰」について造林技術者・作業員についての表彰も要綱に含めていただければ、今後の励みになると思います。</p>	<p>第3の2(2)「道有林の森林づくりを担う林業事業体の育成」に記載のとおり、道有林野事業の安全衛生の成績が優秀な林業従事者を表彰してまいります。なお、いただいたご意見については、今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>地域の木材需要に応じていくため、安定的な立木販売量、複数年契約、必要に応じた原木供給の弾力的な調整の実施を進めるべき。</p>	<p>第3の2(2)「道有林の森林づくりを担う林業事業体の育成」に記載のとおり、機械の導入や雇用の確保に取り組む地域の林業事業体を育成するため、計画的な事業の発注に努めるとともに、林業事業体と複数年にわたる協定を締結し、森林整備を実施します。なお、いただいたご意見については、今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>造林作業に使用できる機械は徐々に開発されていますが、まだ十分に実用化されていない状況です。機械の能力と施業方法を視野にいれて進めていかなければならないと思います。苗木運搬ドローンやリモコン式草刈機、高性能林業機械を活用し、最先端技術職種を目指し雇用促進を図ることが重要です。</p>	<p>第3の2(1)「森林施業の低コスト化・省力化の推進」に記載のとおり、傾斜が緩やかな人工林伐採跡地において、植栽後に下草刈り用の機械が林内を走行できるよう、林内作業路を設けて、大型機械による地拵えを実施するなど、省力化につながる施業方法の実証・普及に取り組んでまいります。なお、いただいたご意見は今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>立木販売については、腐朽によるパルプの比率が多く、実態と乖離しているので適切に対応するべき。</p>	<p>原木を販売する際には、腐朽状況などを踏まえて適正に販売してまいります。</p>	C
<p>基本的に了承させていただきます。</p>	<p>第3の2「資源や技術力を活用した地域貢献に関する事項」に記載のとおり、地域の林業・木材産業の健全な発展に向けて、資源や技術力を活用して地域に貢献してまいります。</p>	E
<p>5 「第4.計画の推進体制」についてのご意見</p>		
<p>既存の林道整備が必要であり、一番の低コスト化につながると思う。</p>	<p>第3の1(4)「路網の整備」に記載のとおり、森林づくりに必要な路網について、計画的な整備や適期の維持補修を進める考えです。</p>	B

意見の概要	意見に対する道の考え方	
<p>本計画の実施に当たっては、管理区ごとに森林資源の状況や事業体の運営管理体制が異なることから、各森林室は地元の林業事業体の意見を十分把握して進めるべき。</p>	<p>道有林基本計画において示される、整備・管理に関する基本方針や基本的事項を基準に、各(総合)振興局長は、道有林の管理区ごとに整備管理計画を策定し、地域の特性に応じて森林づくりを進めてまいります。なお、計画策定にあたっては、地域における意見交換会を開催するなど、地域の意見を把握して計画に反映するよう努めてまいります。</p>	B
<p>計画を推進するにあたり、地元の林業事業体との意見交換等を図り、進めるべき。</p>	<p>道有林基本計画において示される、整備・管理に関する基本方針や基本的事項を基準に、各(総合)振興局長は、道有林の管理区ごとに整備管理計画を策定し、地域の特性に応じて森林づくりを進めてまいります。なお、計画策定にあたっては、地域における意見交換会を開催するなど、地域の意見を把握して計画に反映するよう努めてまいります。</p>	B
<p>機械設備の充実・若手就労者の確保のためにも事業量の安定的な確保は事業体の重要課題である。計画的に事業量を発注するべき。</p>	<p>第3の2(2)「道有林の森林づくりを担う林業事業体の育成」に記載のとおり、機械の導入や雇用の確保に取り組む地域の林業事業体を育成するため、計画的な事業の発注に努めるとともに、林業事業体と複数年にわたる協定を締結し、森林整備を実施します。</p>	B
<p>もっと多くの道民から話を聞いてほしい。上からの計画推進ではなく、地域の職業、関係者の声が必要だと思う。</p>	<p>道有林基本計画において示される、整備・管理に関する基本方針や基本的事項を基準に、各(総合)振興局長は、道有林の管理区ごとに整備管理計画を策定し、地域の特性に応じて森林づくりを進めてまいります。なお、計画策定にあたっては、地域における意見交換会を開催するなど、地域の意見を把握して計画に反映するよう努めてまいります。</p>	C
<p>道有林所在の地域自治体との連携。地域の森林資源としての道有林の存在価値を発揮するため、道有林における地元自治体との連携による特色的な施策の展開をされては如何か。例えば、カーボンオフセットを利用した企業誘致や命名権を利用した企業の森の誘致。</p>	<p>道有林が所在する市町村との意見交換会等を通じて、各種施策の推進を図るとともに、企業等による森林体験学習など木育活動の場として道有林のフィールドを積極的に活用するなど、地域の振興に取り組んでまいります。なお、いただいたご意見は今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>新型コロナウイルス感染症の影響で地域住民との連携も大変厳しい状況下ではありますが、森林整備には長期にわたって時間がかかるので、個人の山林所有者に管理費用の負担を道や自治体の支援がなければ一般民有林の森林整備は進まないと思います。</p>	<p>第3の2「資源や技術力を活用した地域貢献に関する事項」に記載のとおり、ICTの活用や低コスト化・省力化された施業など先導的な森林づくりについて、一般民有林への普及を進めていくなど、地域の林業・木材産業の健全な発展に向けて、資源や技術力を活用し地域に貢献してまいります。なお、いただいたご意見は今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>造林、造材作業の今後の取組については、実施事業体の運営状況が異なることから十分な意見交換を行い進めていただきたい。</p>	<p>事業の実施にあたっては、意見交換会や現地検討会を通じて林業事業体の意見を把握し、森林の整備・管理に反映するよう努めてまいります。なお、いただいたご意見は今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>日高山脈襟裳国定公園の国立公園化は、来年12月になるとの見通しが明らかになった。規制の区分によっては、樹木伐採に支障が出る。地域の事業体と丁寧な合意形成を進めるべき。</p>	<p>事業の実施にあたっては、意見交換会や現地検討会を通じて林業事業体の意見を把握し、森林の整備・管理に反映するよう努めてまいります。なお、いただいたご意見は今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C



意見の概要	意見に対する道の考え方	
本計画の実施に当たっては、管理区ごとに森林資源の状況や事業体の運営管理体制が異なることから、各森林室は地元の林業事業体の意見を十分把握して進めるべき。	事業の実施にあたっては、意見交換会や現地検討会を通じて林業事業体の意見を把握し、森林の整備・管理に反映するよう努めてまいります。なお、いただいたご意見は今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。	C
「地域住民や地域の林業関係団体等と意見交換会やアンケート調査を実施し道民の意見等を把握し森林整備・管理計画に反映する」とあるが、「次期整備管理計画策定に係わる現地検討会」が開催されていないので、道民の意見等を十分把握するとのギャップを感じる。	道有林基本計画において示される、整備・管理に関する基本方針や基本的事項を基準に、各(総合)振興局長は、道有林の管理区ごとに整備管理計画を策定し、地域の特性に応じて森林づくりを進めてまいります。整備管理計画策定にあたっては、地域における意見交換会を開催するほかパブリックコメントを実施など、地域の意見を把握して計画に反映するよう努めていますが、令和3年度については、新型コロナウイルスの感染予防のため、一部の森林室においては現地検討会の開催を見送りました。いただいたご意見については、今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。	C
特に有りません。現状通り、森林室の連携をお願いします。	事業の実施にあたっては、意見交換会や現地検討会を通じて林業事業体の意見を把握し、森林の整備・管理に反映するよう努めてまいります。	E
本基本計画に賛同します。	地域住民や地域の林業関係団体はもとより、他産業の関係者とも連携を図り、道民の理解を得ながら、本計画の推進を図ってまいります。	E
基本的に了承させていただきます。	地域住民や地域の林業関係団体はもとより、他産業の関係者とも連携を図り、道民の理解を得ながら、本計画の推進を図ってまいります。	E
6 「第5_その他」についてのご意見		
本計画については意見はありませんが、河川・沿岸付近の道有林については、強風や大雨等の自然災害による倒木や土砂崩れ等で河川や海に流出しない対応や未然防止の対応を計画に盛り込んでいただきたい。	道では、これまで荒廃した溪流内などにおいて、流木となるおそれのある危険木の除去や、流木を捕捉する機能を持つ治山ダムの設置などの流木発生抑制対策を行ってきたところであり、今後も引き続き、流木対策に取り組んでまいります。	B
自然破壊を防ぐために計画を。大変だと思いますが、地域に合った取組を望みます。	森林の持つ多面的機能を発揮させるために、地域の特性に応じて多様で先導的な森林づくりを進めてまいります。	B
日本最大の地方自治体所有林としての道有林を背景に、魅力溢れる組織と技術知識集団として躍進を願うところ。特色的な道有林を運営するための組織維持には、優れた人材が必要であり、職員の資質向上となる教育研修に多面的に取り組んでほしい。	第3の2(6)「道有林の森林づくりを担う人材の育成」に記載のとおり、実践的なOJTの充実を図るなどにより、若手職員はもとより道有林の森林づくりを担う人材を育成してまいります。	B
老朽化している庁舎など道有公共建築に道有林木材を多用してほしい。	第3の2(3)「地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給」に記載のとおり、民間施設への波及効果が大きい木造公共建築物に原木を供給してまいります。	B
道有林の公益的機能の発揮や防災に向けて整備が推進されることを希望します。	水を貯え・浄化する機能、土砂の流出や山崩れを防止する機能など公益的機能を発揮させるために、地域の特性に応じて多様で先導的な森林づくりを進めてまいります。	B
数年前、羊蹄山に登りましたが、頂上からは周辺の街並みが見下ろせましたし、洞爺湖まで見渡せました。旭岳登山もしましたが、どちらも道有林だったのですね。登山道が整備されていたおかげで楽しい思い出ができました。	第3の1(6)「森林の管理」に記載のとおり、森林レクリエーションや観光等に利用されるよう、観光地へのアクセス道や遊歩道を整備してまいります。	B

意見の概要	意見に対する道の考え方	
本町では、道産材を活用した製品が生産されているが、国有林でのシステム販売契約の取組のように、道有林においても、管内からの原木供給の確保に取り組むべき。	第3の2(3)「地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給」に記載のとおり、建築用材や家具材等地域特有の需要に対応するため、素材生産事業者や木材加工工場等と協定を締結し、原木を供給してまいります。	B
CO <sub>2</sub> の削減に取り組み、今まで以上に社会貢献をしてほしい。	第2の3(2)別表「重点取組①ゼロカーボン北海道の実現に向けた活力ある森林づくり」に記載のとおり、道有林における適切な森林整備により、森林吸収量の確保に貢献してまいります。	B
道有林、民有林の情報、技術的交流を盛んにし、地域の森林整備に取り組んでいただきたい。	第3の2「資源や技術力を活用した地域貢献に関する事項」に記載のとおり、ICTの活用や低コスト化・省力化された施業など先導的な森林づくりについて、一般民有林への普及を進めてまいります。	B
北海道の森林整備技術の情報を、全道市町村に活かせる取組にしていいただきたい。	第3の2「資源や技術力を活用した地域貢献に関する事項」に記載のとおり、ICTの活用や低コスト化・省力化された施業など先導的な森林づくりについて、一般民有林への普及を進めてまいります。	B
道有林事業は地域の林業事業者や製材業者等に多大な貢献をしているので、今後とも計画的な事業の推進を望みます。	第3の2(2)「道有林の森林づくりを担う林業事業者の育成」に記載のとおり、機械の導入や雇用の確保に取り組む地域の林業事業者を育成するため、計画的な事業の発注に努めるとともに、林業事業者と複数年にわたる協定を締結し、森林整備を実施します。	B
道有林は森林の環境保全を確保し未来につながる重要な公的森林であり、今後も強い意志で理想的な森林施業・環境保全を繰り返し実施するとともに、自然環境や地形的に厳しい場所は、過去の経緯を踏まえ対応すべき。	北海道森林づくり条例の基本理念である「地域の特性に応じた森林づくり」「林業及び木材産業等の健全な発展」「道民との協働による森林づくり」の実現に貢献するよう、道有林の計画的な整備と適正な管理を進めてまいります。また、森林づくりにあたっては、木材生産に適さない人工林については針広混交林へ誘導するなど、森林の現況に応じて多様な森林づくりを進めてまいります。	B
以前から適正な森林整備のため、相互の林道使用等協力体制で施業を実施してきましたので、今後も協力体制の継続をお願いします。	第3の2(1)「森林施業の低コスト化・省力化の推進」に記載のとおり、林業専用道や土場等の共同使用など、一般民有林との共同施業・共同出荷を進めてまいります。	B
職員の皆様には現状に疑問を抱き、道有林野を活用した森林施業の技術開発や試験地を設置するなどして、職員の技術の研鑽に努めることを期待します。	第3の2(6)「道有林の森林づくりを担う人材の育成」に記載のとおり、実践的なOJTの充実を図るなどにより、若手職員はもとより道有林の森林づくりを担う人材を育成してまいります。	B
組織機構改革等で道有林野事業を担う職員数が減少し大変と思いますが、技術の習得には現場で体感することが一番かと思しますので、書類をできる限り削減し、現場へ出る機会を多く与えることが大事である。	第3の2(6)「道有林の森林づくりを担う人材の育成」に記載のとおり、実践的なOJTの充実を図るなどにより、若手職員はもとより道有林の森林づくりを担う人材を育成してまいります。	B
道有林におけるヒグマの駆除(残雪期のヒグマ捕獲の実施など)を効率的に実施することができるよう、入林規制を緩和するなど、地域の実態に合わせて対応するべき。	道のヒグマ対策については、「北海道ヒグマ管理計画」に取りまとめられており、道有林において、ヒグマ対策技術者育成のために捕獲事業を実施できるようフィールドを提供しているところです。いただいたご意見については、今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。	C

意見の概要	意見に対する道の考え方	
<p>森林整備をして、たくさんの人に山に入ってもらおう。山へのいろいろな考え方が拾えるのではないかと思う。 近年、私の地域へ、豊似湖来訪などたくさんの方が来ている。</p>	<p>第3の1(6)「森林の管理」に記載のとおり、森林レクリエーションや観光等に利用されるよう、観光地へのアクセス道や遊歩道を整備してまいります。なお、いただいたご意見は今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>当町は観光の町を宣言しており、様々な森林レクリエーションが想定されます。マウンテンバイク関係団体などとの協力体制を構築するほか、国、道有林との連携がなければ成しえませんが、よろしくお願いたします。</p>	<p>地域住民や地域の林業関係団体はもとより、観光業など他産業の関係者とも連携を図り、道民の理解を得るとともに、道有林が所在する市町村との意見交換を行いながら、地域課題の解決に向けた取組を進めてまいります。なお、いただいたご意見は今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>山野草等の観察でよく道有林の森を訪れています。この森は生態系が豊かで他に類を見ない自然を有しています。たまに危険木があり、通行止めになることもしばしばありますので、迅速な対応をお願いします。</p>	<p>入林者の安全の確保のために、倒木の恐れのある危険木については、速やかに伐倒するなど、適切な対応に努めてまいります。いただいたご意見については、今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>100年先を見据えた森林づくりを進めていく北海道森林づくり条例の基本理念を北海道自らが体现するよう、道有林の管理運営にあたってください。</p>	<p>北海道森林づくり条例の基本理念である「地域の特性に応じた森林づくり」「林業及び木材産業等の健全な発展」「道民との協働による森林づくり」の実現に貢献するよう、道有林の計画的な整備と適正な管理を進めてまいります。なお、いただいたご意見は今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>道有林は様々な観点から重要な立場である持続可能な森林管理は大変ですが、いかに民間の森林所有者が持続できるような対策を講じていくかが問題となっていくと思いますので、今後の森林整備が進んでいけるような計画に取り組んでほしいです。</p>	<p>第3の2に記載のとおり、地域の林業・木材産業の健全な発展に向けて、資源や技術力を活用して地域に貢献してまいります。なお、いただいたご意見は今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>道有林業務の経験者との意見交換会の開催を望む。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C
<p>道有林は99%が保安林に指定されており、指定施業要件の植栽本数が造林事業のコストアップ、皆伐再造林の推進を妨げている。また、苗木不足にもつながっているため、再造林を推進するためにも、試験研究機関と連携して保安林機能を維持向上するのに必要な植栽本数について検討すべき。</p>	<p>林野庁において、現在指定施業要件の見直しについて検討しているところであり、植栽本数の低減は、造林コストの低減に資することから、道としては、内容について注視してまいります。また、第3の2(1)「森林施業の低コスト化・省力化の推進」に記載のとおり、造林作業の低コスト化・省力化に向けて、植栽本数の低減や林業機械の導入について取り組んでまいります。なお、いただいたご意見は今後の施策の進め方等の参考とさせていただきます。</p>	C

問い合わせ先  
 水産林務部森林環境局道有林課 道有林整備係  
 電話 011-204-5520  
 内線 28-717